

農畜水産業経営強化緊急対策事業(畜産経営力強化タイプ)補助金交付要綱

令和8年(2026年)3月12日
滋 畜 第 2 2 6 号

(趣旨)

第1条 知事は、農畜水産業における稼ぐ力を強化するため、生産コストの低コスト化や効率化、畜産経営の継続に必要な機器の整備等による経営強化・改善等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体等)

第2条 事業実施主体、補助対象経費、補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(取組主体)

第3条 この要綱で定める取組主体は、次の(1)および(2)に該当し、補助事業を実施する事業者をいう。

- (1) 滋賀県内に農場もしくは蜂場が所在している乳用牛、肉用牛(繁殖牛を含む)、肉用豚、採卵鶏、肉用鶏、花粉交配用蜜蜂のいずれかを飼養する畜産農家。ただし、養鶏については採卵鶏または肉用鶏100羽以上を飼育する畜産農家に限る。
- (2) 本人または本人の同居者等(法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合にあっては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては営業所等の代表者をいう。以下同じ。)が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ アからカに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(事業計画承認申請)

第4条 事業実施主体は、事業を実施するに当たって、事業実施計画承認申請書(別

記様式第1号)を知事が別に定める期日までに提出するものとし、知事の承認を得るものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書の様式および添付書類は別記様式第3号のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止(一部の中止または廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の資材・機械およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)内において、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業実施主体は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)内のいずれか遅い日まで財産管理台帳(別記様式第10号)その他関係書類を保管しておかなければならな

い。

(8) 事業実施主体が(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(事業の変更承認申請)

第7条 事業実施主体は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について、次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（別記様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 事業の中止または廃止

(2) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

(3) 補助金交付決定額の30%を超える事業費の減

2 知事は、前項の変更承認をする場合において、必要があると認めるときは、当該申請書にかかる事項について、変更を指示することがある。

(補助事業実施期間)

第8条 補助事業実施期間は、規則第6条に基づく補助金交付決定通知で定める日から、事業実施年度の2月28日までとする。

(実績報告書の添付書類等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書の様式および添付書類は別記様式第5号のとおりとする。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業完了30日以内とする。

(概算払請求)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第6号により概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 事業実施主体は、補助事業完了した翌年度から起算し、3年後の7月末までに実施状況報告書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 事業実施主体は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第13条 事業実施主体は、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間において、補助事業に係る資材・機器等を補助金の交付の目的に反して使用し、または処分する場合は、財産処分承認申請書（別記様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 補助事業者は、第4条の規定に基づく事業計画承認申請、第5条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく事業の変更承認申請、第9条の規定に基づく実績報告、第10条の規定に基づく概算払請求、第11条の規定に基づく状況報告および第12条の規定に基づく消費税仕入控除税額の報告、第13条の規定に基づく取得財産の処分承認申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第15条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、第7条の規定による補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は令和8年3月12日から施行し、令和8年度の補助金に限り適用する。

別表（第2条関係）事業実施主体、補助対象経費等

区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率
1 農畜水産業 経営強化緊急 対策事業（畜 産経営力強化 タイプ）	畜産クラスター協議 会、農業協同組合、 全国農業協同組合連 合会滋賀県本部、滋 賀県家畜商業協同組 合、滋賀県養豚推進 協議会、近江しゃも 普及推進協議会、滋 賀県養鶏協会、滋賀 県養蜂協会、その他 知事が適当と認める 団体	取組主体が実施する、以下に 掲げる経営の強化・改善のた めの取組に対し、事業実施主 体が助成する経費。 (1)生産性・収益性の向上 (2)自給飼料率の向上 (3)畜産物の品質向上 (4)家畜の快適性向上 (5)環境負荷低減の取組 (6)経営継続に必要な機器の 整備 (7)その他事業の趣旨に照ら して必要と認められる対 策 具体的な補助対象経費等は付 表に掲げるとおり。	定額
2 事務推進費		事業実施主体が、1の円滑な 事業推進を図るために必要な 経費	定額 (1事業実施 主体あたり 100千円以 内)

付表 具体的な補助対象経費等

費目	内容	留意事項	補助率	補助 限度額
資材費	以下の目的を達成するために必要な資材 ・生産性・収益性の向上 ・作業の効率化 ・畜産物の品質向上 ・家畜の飼養環境改善 ・国産飼料の生産・利用拡大 ・災害（防疫）対策や作業の安全性確保	新たな取組に対する経費を対象とし、通常の生産に係るものは対象外とする（性能等の向上を伴う場合を除く）。		
改修費	畜舎等設備の改修に係る経費	既存設備等の単なる機能回復は対象外とする（性能等の向上を伴う場合を除く）。		
機械・設備整備費	以下の目的を達成するために必要な機械および設備整備 ・生産性・収益性の向上 ・作業の効率化 ・畜産物の品質向上 ・家畜の飼養環境改善 ・国産飼料の利用拡大 ・災害（防疫）対策や作業の安全性確保	既存設備等の単なる更新は対象外とする（性能等の向上を伴う場合を除く）。 汎用性の高い物品（パソコン、トラクター、フォークリフト、家電製品等）の購入は補助対象外とする。 リース契約の場合の事業実施期間外の使用に係る経費は対象外とする。 中古品を導入する場合は、導入時において、耐用年数が2年以上であることがわかるものに限る。	1 取組主体あたり補助対象経費の1/2以内	1 取組主体あたり2,000千円以内ただし、事業費が200千円以上の取組に限る。
輸送・運搬費	購入機械等の輸送に要する経費	事業実施期間外の輸送に係る経費は対象外とする。		
処分費	新たな設備導入等により、既存設備の処分に係る経費	入替を伴わない「処分が主目的」となるものは除く。		
委託・役務費	品質向上に必要な分析、飼料成分分析、国産飼料の収集作業	新たな取組に対する経費を対象とする。		

使用料・ 賃借料	機械の借り上げ経費、飼料 保管料等	事業実施期間外の使用に 係る経費は対象外とす る。		
-------------	----------------------	---------------------------------	--	--

- (注1) 補助金の使途として不適切な経費ならびに内訳が不明な経費（諸経費など）や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は、本補助金の対象外とする。
- (注2) 事前の着工工事および撤去費用は対象外とする。
- (注3) 農畜水産業経営強化緊急対策事業（生産性・品質向上機器等導入タイプ）の補助対象機械は本タイプの補助対象外とする。
- (注4) 同一年度において、農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）と同事業（生産性・品質向上機器等導入タイプ）を組み合わせることは不可とする。
- (注5) 同一年度において、農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）と同事業（販路拡大・物流合理化等タイプ）を組み合わせる場合においては、1取組主体あたりの補助限度額は両タイプ併せて2,000千円以内とする。

(別記様式第1号)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）
計画承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）を実施したいので、農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 実施計画書および収支予算書（別記様式第1号-1～4）
- (2) 役員名簿（別記様式第2号）
※農協および公益社団法人を除く法人または団体
- (3) その他事業内容を説明する資料等

(別記様式第1号-1)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）
実施計画書（事業実績書）および収支予算書（収支精算書）

1 事業の目的

2 取組による事業効果

3 事業の計画（事業の実績）

別記様式第1号-2のとおり

添付資料：別記様式第1号-3および4

4 経費の配分

[単位：円]

区分	総事業費	補助対象 経費	負担区分			備考
			県補助金	自己資金 (取組主体)	その他	
農畜水産業経営強化緊急対策事業補助金(畜産経営力強化タイプ)						
事務推進費						
計						

5 事業の着手および完了予定年月日（完了年月日）

年 月 日から 年 月 日まで

6 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

[単位：円]

区分	本年度予算額（精算額）	備考
県補助金		
その他		
計		

(2) 支出の部

[単位：円]

区分	本年度予算額（精算額）	備考
農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）		
事務推進費		
計		

(別記様式第1号-3)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）実施計画書
（実績書）

年 月 日

(宛先)
(実施主体の長) 様

取組主体 住所
氏名
農場名
電話番号
Email

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）を実施したので関係書類を添えて実施計画書（実績書）を提出します。

取組内容	<input type="checkbox"/> (1) 生産性・収益性の向上 <input type="checkbox"/> (2) 自給飼料率の向上 <input type="checkbox"/> (3) 畜産物の品質向上 <input type="checkbox"/> (4) 家畜の快適性向上 <input type="checkbox"/> (5) 環境負荷低減の取組 <input type="checkbox"/> (6) 経営継続に必要な機器の整備 <input type="checkbox"/> (7) その他 ()
要件	※要件に該当するかチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 農場もしくは蜂場が滋賀県内に所在している乳用牛、肉用牛、肉用豚、採卵鶏、肉用鶏、花粉交配用蜜蜂のいずれかを飼養する畜産農家（養鶏については採卵鶏または肉用鶏100羽以上を飼育する畜産農家）です。 <input type="checkbox"/> この申請にあたり、規則第16条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部または一部を取り消された場合であっても、何ら異議の申し立ては行いません。 <input type="checkbox"/> 計画申請は補助金の交付を約束するものではありません。補助金の交付決定額が申請額に満たない場合があることを了承します。 <input type="checkbox"/> 本事業の申請内容については、国、県、市町村その他が実施する他の補助金等と重複して受給しないことを誓約いたします。 <input type="checkbox"/> 農畜水産業経営強化緊急対策事業（生産性・品質向上機器等導入タイプ）には申請していません。 <input type="checkbox"/> 本要綱の条文をよく読み、内容について理解、把握した上で、事業に参加いたします。
添付書類	実施計画書（別紙様式第1号-4） 取組内容がわかる書類（仕様書、カタログ等） 3者以上の見積書の写し（請求書または領収書の写し） 取組前の写真（取組後の写真） アニマルウェルフェア取組チェックシートまたは環境負荷低減に係るチェックシート（別記様式第11号）

(別記様式第1号-4)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）実施計画書
（実績書）

1 物価高騰等による影響

--

2 事業の実施目的

--

3 取組による効果

--

4 事業の計画（実績）

(1) 事業（取組）内容

--

(2) 事業費

費目	総事業費（円）	補助対象経費（円）	経費の積算
計			

5 経費の配分

[単位：円]

費目	補助対象経費	負担区分			備考
		県補助金	自己資金	その他	
計					

6 事業の着手および完了予定年月日（完了年月日）
 年 月 日から 年 月 日まで

<事業実施主体による確認事項>

- 経営強化・改善等につながる取組である。
- 事業（取組）内容は適正である。
- 事業費は適正である。
- 償却期間内は畜産経営を継続し、目的どおり使用する見込みである。
- 他の補助金と重複していない。
- 農畜水産業経営強化緊急対策事業（生産性・品質向上機器等導入タイプ）には申請していない。
- 添付書類は適正である。

以上について、事業実施主体において確認しました。

確認日時： _____

事業実施主体： _____

確認者： _____

(別記様式第3号)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け滋畜第 号をもって知事の承認を受けた令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）について、事業計画の内容のとおり事業を実施したいので、次の関係書類を添え、滋賀県補助金等交付規則第3条および農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金交付要綱第5条の規定により農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金 円の交付を申請します。

なお、この申請に当たり、同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消された場合であっても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- (1) 実施計画書および収支予算書（別記様式第1号-1～4）
- (2) 役員名簿（別記様式第2号）
※農協および公益社団法人を除く法人または団体
- (3) その他事業内容を説明する資料等

(別記様式第4号)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）
補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け滋畜第 号で交付決定通知があった令和 年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）の実施について、下記の理由により事業の内容および経費の配分を変更したいので、承認されたく、農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(注) 変更の場合は、事業変更に係る実施計画書および収支予算書（別記様式第1号-1）、その他事業変更内容を説明する資料を添付すること

(別記様式第5号)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け滋畜第 号で交付決定のあった令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

また、農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）
円を交付されるよう請求します。

(添付書類)

- 1 事業実績書および収支精算書（別記様式第1号-1）
- 2 財産管理台帳（別記様式第10号）
- 3 その他事業実績を説明する資料等

(別記様式第7号)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）状況報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

年 月 日付け滋畜第 号で交付決定通知のあった令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金について、農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類をそえて報告します

記

1 事業目的

2 取組による効果

添付書類

1 別記様式第7号-1

(別記様式第7号-1)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）
事業状況報告

年 月 日

(宛先)
(実施主体の長) 様

取組主体 住所
氏名
農場名
電話番号
Email

1 事業の実施目的

--

2 取組による効果

--

3 取組による効果が確認できなかった原因等

--

(別記様式第8号)

消費税等仕入れ控除税額報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

年 月 日付け滋畜第 号で交付決定の通知があった令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金について、農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付 第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

(別記様式第9号)

令和8年度農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金
財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

年 月 日付け滋畜第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、農畜水産業経営強化緊急対策事業（畜産経営力強化タイプ）補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産の品目および取得年月日
- 2 取得価格
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

財産管理台帳

事業実施年度		令和 年度		補助名											
事業の内容					取得時期(工期)		経費の配分			処分制限期間		処分の状況			
取組主体	名称	規格・機種等	施工場所 または 設置場所	事業量	取得(着工) 年月日	竣工 年月日	総事業費 (円)	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	摘要
								県補助金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)					
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け等を記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先および抵当権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄および処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(別記様式第 11 号)

アニマルウェルフェアに関するチェックリスト【乳用牛・肉用牛】

記入日 令和 年 月 日 記入者

1 観察・記録	はい	いいえ
① 1日1回以上、飼養環境や健康状態の悪化の兆候がないかを確認していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 飼養管理に関する記録を毎日つけていますか（疾病等の発生、繁殖記録等）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 牛の取り扱い	はい	いいえ
① 牛に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取り扱っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 牛を取り扱う際に使用する道具は、牛に不要な痛みを与える可能性のあるものを使用しないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 除角（実施している場合はお答えください 該当しない <input type="checkbox"/>)	はい	いいえ
① 除角は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択していますか。また、必要に応じて獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 除角は、触ると角が分かるようになる時期以降で、角が未発達な時期（遅くとも生後2か月以内）に行うか、角が発達後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 除角の実施後は、牛を注意深く観察し、化膿等が見られる場合、速やかに手当または治療を行い、必要に応じて実施方法を見直していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4 去勢（実施している場合はお答えください 該当しない <input type="checkbox"/>)	はい	いいえ
① 去勢は、可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法および時期について獣医師の指導を求め、離乳時期と重ならないよう考慮する等、牛へのストレスの防止や感染症の予防に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 去勢は、生後3か月以内に行い、3か月齢を超える場合、なるべく早期に行うとともに、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合は、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 去勢の実施後は、牛を注意深く観察し、化膿等が見られる場合、速やかに手当または治療を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5 鼻環（実施している場合はお答えください 該当しない <input type="checkbox"/>)	はい	いいえ
① 鼻環を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を感じさせないように、素早く適切な位置に装着していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 鼻環を装着した後は、過度に捻る等の不適切な使用はせず、誤って牧柵等に鼻環を引っかけて牛が損傷しないように注意していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

6 搾乳（実施している場合はお答えください 該当しない <input type="checkbox"/>)	はい	いいえ
① 搾乳機を衛生的に取り扱い、定期的な点検、整備を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 搾乳作業は、牛の泌乳ステージや群構成、搾乳システムの能力に応じて計画的に実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 初妊牛は、初めての搾乳の際の事故を予防するため、経産牛群での飼養や搾乳場所に慣らしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④ 毎日、概ね決まった時刻に搾乳を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 乾乳期に、乳房炎に罹っている牛がいた場合、その治療を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 繁殖	はい	いいえ
①雌牛の性成熟の程度や体格等を考慮して、交配する種雄牛や性選別精液の選択に注意していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②家畜人工授精や家畜受精卵移植を行う場合、適期での授精や移植に努め、可能な限り苦痛を生じさせないように、獣医師や家畜人工授精師等の適性を有する者が行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 分娩	はい	いいえ
①分娩区域は、牛に清潔で快適な環境となるよう、十分に清掃し清潔に保っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②妊娠している牛は、妊娠期間や分娩の兆候を踏まえ、分娩が始まる前の適切な時期に分娩区域に移動させていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③新生子牛は丁寧に取り扱い、移動させる場合は臍帯が乾燥した後にしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 母子分離および離乳	はい	いいえ
①母子分離が母牛と子牛にとってストレスになることを理解し、計画的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②早期離乳を行う場合、子牛の生理的特性および行動特性を十分に理解し、必要な設備が整った上で、技術を有する者が計画的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③母子分離や離乳は、外科的処置や長時間の移動等他のストレスを伴う処置と同時にしないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 給餌・給水方法	はい	いいえ
①発育段階や肥育ステージ等に応じて飼料および水を毎日過不足なく給与し、適正なボディコンディションの範囲を逸脱しないように管理していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間としていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 初乳および子牛の給餌	はい	いいえ
①出生後、24時間以内に良質な初乳を十分量飲ませていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②初乳は伝染性疾病に感染するおそれのないものを飲ませていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③生後1週間頃から良質な固形飼料（人工乳、乾草など）を給与していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④2週齢を超える子牛には、1日当たりの必要量を満たす濃厚飼料および粗飼料を与えていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 牛舎	はい	いいえ
①気温が高い時に牛が快適性を維持できるよう、暑熱対策を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②新生子牛に寒冷対策を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③野生動物、ネズミ、ハエ等の有害動物等の侵入や発生を抑制するよう管理していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④牛床には敷料があり、清潔で乾燥した横臥場所を提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(別記様式第 11 号)

アニマルウェルフェアに関するチェックリスト【 豚 】

記入日 令和 年 月 日 記入者

1 観察・記録	はい	いいえ
① 1日1回以上、飼養環境や健康状態の悪化の兆候がないかを確認していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 飼養管理に関する記録を毎日つけていますか（疾病等の発生、繁殖記録等）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 豚の取り扱い	はい	いいえ
① 豚に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取扱っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 異なる群で飼養されていた豚を混合することは可能な限り避けていますか。混合した場合は通常よりも注意して観察していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 豚を移動させる際、苦痛を与えるおそれのある器具等を可能な限り使わないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 拘束は必要な時間だけ行い、適切に保守・整備された器具のみを使用していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 疾病、事故等の措置	はい	いいえ
① 疾病に罹患した豚及び損傷した豚を識別し適切に対処する知識を習得していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 豚へのワクチン接種及び治療は、獣医師の指導の下、豚の痛みや恐れに配慮した手法により行っていますか。※獣医師にワクチン接種及び治療を依頼している場合は「はい」にチェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 疾病に罹患し、又は損傷しているおそれのある豚が確認された場合、可能な限り丁寧に移動させ、分離し、迅速に手当を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 疾病に罹患した豚又は損傷した豚について、治療、緊急出荷又は安楽死させるかどうかを決定するため、獣医師による速やかな診断を受けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4 去勢（実施している場合はお答えください 該当しない □）	はい	いいえ
① 去勢は、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛を可能な限り少なくする方法で、できるだけ早期に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 去勢を行う際、感染症に罹らないための予防を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 去勢の実施後は豚を注意深く観察し、化膿等が見られる場合、速やかに手当又は治療を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5 断尾（実施している場合はお答えください 該当しない □）	はい	いいえ
① 断尾は、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛を可能な限り少なくする方法で、できるだけ早期に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 断尾を行う際、感染症に罹らないための予防を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 断尾の実施後は豚を注意深く観察し、化膿等が見られる場合、速やかに手当又は治療を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

6 給餌・給水方法	はい	いいえ
① 発育段階等に応じて飼料及び水を毎日過不足なく給与し、適正なボディコンデ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

イシヨンの範囲を逸脱しないように管理していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間としていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 単飼（ストール、囲い・おり）方式 (実施している場合はお答えください 該当しない <input type="checkbox"/>)	はい	いいえ
①つなぎで（係留して）飼養しないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②囲い・おり等で個別に飼養する場合、その中は自然な姿勢での起立、方向転換、快適な横臥が可能であり、排せつ、摂食のための個別のエリアが確保できる十分な空間がありますか。 (実施している場合はお答えください 該当なし <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ストールで飼養する場合、両端に同時に触れることなく、かつ上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるとともに、隣の豚を邪魔したりせず快適に横臥できる適切な大きさですか。 (実施している場合はお答えください 該当なし <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④視覚的、嗅覚的及び聴覚的に、他の豚を感知できるようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 群飼方法 (実施している場合はお答えください 該当しない <input type="checkbox"/>)	はい	いいえ
①全ての豚が同時に横臥し、立ち上がって自由に動き、飼料や水を摂取でき、休息場所と排せつ場所が分離され、攻撃的な豚を避けられる十分な空間がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②非常に攻撃的な豚がいた場合、逃げられるように空間の余裕を増やしたり、攻撃的な豚を個別に収容する等、是正措置を講じる体制ができていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③群編成の際は、過度な闘争や損傷を防ぐための措置を講じていますか（例：なじみのある個体と一緒にする、群編成の回数を可能な限り少なくする等）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 豚舎の環境	はい	いいえ
①野生動物、ネズミ、ハエ等の有害動物の侵入や発生を防止するよう管理していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②豚の快適な温度、湿度を維持するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③新生子豚や若齢豚、疾病に罹患した豚には保温対策を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④豚舎は、安全かつ効率的に、苦痛を与えないよう豚を管理し、豚が動けるようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤豚舎の床は、排水性が良く、表面が乾燥しやすい構造ですか。突起やスリップ等による損傷の発生を防止し、豚にとって快適で安全な状態となっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥豚舎内で作業を行う管理者等が、豚の頭の高さで臭気を不快に感じる状態とならないよう、豚舎全体に、常に新鮮な空気を供給していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦適切な照明設備等を設置していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(別記様式第 11 号)

アニマルウェルフェアに関するチェックリスト【採卵鶏・肉用鶏】

記入日 令和 年 月 日 記入者

1 観察・記録	はい	いいえ
① 1日1回以上、飼養環境や健康状態の悪化の兆候がないかを確認していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 飼養管理に関する記録を毎日つけていますか（疾病等の発生、繁殖記録等）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 鶏の取り扱い	はい	いいえ
① 鶏に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 捕鳥の際は、ストレスおよび損傷等を最小限にし、首または翼の先端を持って取り上げないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 ビークトリミング（実施している場合はお答えください 該当しない <input type="checkbox"/> ）	はい	いいえ
① 可能な限り若齢の時に実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 痛みを最小限に抑え、出血を少なくする方法で、必要最小限の部分のみを取り除いていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 実施後は、止血しているか注意深く観察し、必要に応じてビタミン剤を投与する等の処置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4 誘導換羽（休産）（実施している場合はお答えください 該当しない <input type="checkbox"/> ）	はい	いいえ
① 綿密な管理の下で健康な鶏に限り実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 異状（通常よりも死亡率及び淘汰率が高い等）が見られた場合は、誘導換羽を直ちに中止していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 24時間以上の絶食は行わず、常に飲水可能としていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 適切な光線管理を実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5 給餌・給水方法	はい	いいえ
① 日齢や生産方法等に応じて飼料及び水を毎日過不足なく給与し、適正なボディコンディションの範囲を逸脱しないように管理していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間としていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

6 飼料・水の品質の確保	はい	いいえ
① 給餌器や給水の設備は、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮して、定期的に点検及び清掃を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② ネズミ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が飼料及び水に混入しないよう対策していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

7 ケージ方式（該当している場合はお答えください 該当しない <input type="checkbox"/> ）	はい	いいえ
① 飼料及び水の摂取が可能で、自然な姿勢で移動したり姿勢を正常に調整したりできるような飼養密度ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② ケージを積み重ねて鶏を飼養する場合、上段の鶏の排せつ物が下段の鶏の上に落ちないように考慮され、全ての鶏が十分に観察でき、必要な時は、ケージから容易に鶏を取り出せるよう配置していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ ケージの開口部は、鶏に損傷を与えずに取り出せる大きさとなっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

8 平飼い方式（該当している場合はお答えください 該当しない □）	はい	いいえ
①闘争行動を防止するための飼養空間の拡大、損傷した鶏やつつきをする鶏の分離、照度の低減、飼料形状の調整（細粒化）、付帯設備の提供等を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②適切に換気を行うとともに、敷料のこまめな交換等、排せつ物の適正な管理を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③敷料の適切な管理により、コクシジウム症、その他の寄生虫病の発生に注意していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

9 鶏舎	はい	いいえ
①野生動物、ネズミ、ハエ等の有害動物の侵入や発生を抑制するよう管理していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②鶏舎等は、損傷の原因となるような突起物等がなく、清掃及び消毒が容易な構造ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のための十分な空間を与えていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④異常な行動がみられる場合、飼養空間の再設定等の是正措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤鶏をよく観察し、極度の高温多湿及び低温を避けるよう、断熱材の利用や換気、飼養密度の調整等を行い、可能な限り適温を維持していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥鶏舎内で作業を行う飼養者等が、鶏の頭の高さで臭気を不快に感じる状態とならないよう、鶏舎全体に、常に新鮮な空気を供給していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦光線管理に当たっては、鶏舎内に適切な継続した明期を設け、鶏の正常な行動や飼養者等による適切な管理のため、十分な照度を均等に照射していますか。 （実施している場合はお答えください 該当しない □ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧光線管理を行う際、照明の変化に徐々に順応するための期間を設けていますか。 （実施している場合はお答えください 該当しない □ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨鶏のストレスを低減し、概日リズムを促すため、各 24 時間の間に継続した暗期を適切に設けていますか。 （実施している場合はお答えください 該当しない □ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

10 農場内における防疫措置等	はい	いいえ
① 家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、その実施と定期的な見直しを行っていますか。また、日常から伝染性疾病の発生予防に必要な知識を習得していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 鶏に異状が認められた場合、獣医師等に相談するとともに、家畜伝染病予防法に基づく特定症状が確認された場合、直ちに家畜保健衛生所に通報する体制ができていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 病原体を伝播する有害動物や吸血昆虫、外部寄生虫の侵入及び発生を防止するとともに、発生時は速やかに駆除していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(別記様式第 11 号)

環境負荷低減に関するチェックリスト【 養蜂 】

記入日 令和 年 月 日 記入者

1 悪臭および害虫等の発生防止	はい	いいえ
①悪臭や害虫等の発生防止・低減に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分等の取り扱い	はい	いいえ
①プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 関係法令の遵守等	はい	いいえ
① みどりの食料システム戦略を理解していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 関係法令は遵守していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ GAP・HACCP について可能な取組から実践していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>